

表題	作成コーナーで「過去の年分の保存データ」から申告書を作成したい
ファイル名	1 所得税の申告書データの場合（パソコン）

目次

1	保存データを利用して作成（作成コーナートップ CC-AX-010）	1
2	保存データ利用方法の選択（保存データ利用方法の選択 CC-AA-130）	2
3	提出方法の選択（税務署への提出方法の選択 CC-AA-010）	2
4	保存データの読込（過去の年分のデータの読込 CC-AE-390）	2
※	参考	3
5	読込内容の確認（読込内容の確認 CC-AE-400）	3
6	xmlデータの読込（xmlデータの読込 CC-AE-450）	3
7	所得の選択（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）	4
8	所得の補正および削除	5
※	給与所得を読み込んだ場合の例	6
※	公的年金等を読み込んだ場合の例	6
※	配当所得を読み込んだ場合の例	7
※	引き継いだ情報が「特定口座以外の配当等」の場合	8

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 保存データを利用して作成（作成コーナートップ CC-AX-010）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

作成コーナートップ

お知らせ

集計用ファイルのダウンロード

申告書等を作成する

メッセージボックスの確認

作成開始

保存データを利用して作成

新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

途中で保存したデータ（拡張子が「.data」）を読み込んで、作成を再開

過去の申告書データを利用して作成

確認する

送信した申告書の内容の確認

確定申告書等作成コーナーのトップ画面で『保存データを利用して作成』を押します。

2 保存データ利用方法の選択 (保存データ利用方法の選択 CC-AA-130)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

[よくある質問](#)
[お問い合わせ](#)
[作成の流れ](#)

[1 トップ画面](#)
→
[2 事前確認](#)
→
[3 申告書等の作成](#)
→
[4 申告書等の送信・印刷](#)
→
[5 終了](#)

保存データ利用方法の選択

途中で保存したデータを利用する

作成再開

作成途中で保存したデータを読み込んで、作成を再開します。

(例)

- 作成中を中断した申告書作成を再開する
- 作成が完了した決算書・収支内訳書データを利用し、所得税や消費税の申告書を作成する

提出方法の変更

作成途中で保存したデータを読み込んで、提出方法を変更の上、作成を再開します。

(例)

- 提出方法を畫面からe-Taxに変更する
- 再度マイナポータルと連携し追加で情報を取得する
- xmlデータを追加で読み込む

過去の年分のデータを利用する

新規作成

過去の年分の保存データを読み込んで、新規に申告書等を作成します。

(例)

- 令和5年分のデータを利用して令和6年分の申告書を作成する

[利用方法を動画で確認する方はこちら](#)
[データを保存した場所が分からない場合はこちら](#)

「保存データ利用方法の選択」画面で
「過去の年分のデータを利用する」の『新規作成』を選択します。

3 提出方法の選択（税務署への提出方法の選択 CC-AA-010）

95/98

国語力 確実な書写能力育成コーナー

[よくある質問](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

[1 エントリー方法](#)
[2 事前練習](#)
[3 中点書写の作成](#)
[4 中点書写の提出・印刷](#)
[5 終了](#)

国語力への進出方法の選択

進出方法に関する説明

★ マインバーナーで参加するには、

① 電子記録簿の印刷の練習に2が必要となります。

② 電子記録簿の印刷の練習に2

★ マインバーナーで参加したい場合はスマートフォン又はタブレット端末のダウンロードが必要です。

③ エントリー方法の選択の練習に2が必要となります。

スマートフォンで参加するには、④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘

「税務署への提出方法の選択」画面で
利用する提出方法を選択します。

以降は、提出方法によって画面が異なるため、画面に従ってください。

4 保存データの読込 (過去の年分のデータの読込 CC-AE-390)

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 6 年分

① トップ画面 → ② 事前確認 → ③ 申告書の作成 → ④ 申告書の送信・印刷 → ⑤ 終了

過去の年のデータの読込

所得税の過去の年分の確定申告書データを読み込みます

読み込み可能なデータは令和2年分から令和5年分のデータです。

※ 令和6年分のデータはこの画面で読み込むことができません。
トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択します。

ファイルの選択

「ファイルの選択」

1. 「作成手順」

2. 「保存データ」

3. 「保存データ」

4. 「保存データ」

5. 「保存データ」

6. 「保存データ」

7. 「保存データ」

8. 「保存データ」

9. 「保存データ」

10. 「保存データ」

11. 「保存データ」

12. 「保存データ」

13. 「保存データ」

14. 「保存データ」

15. 「保存データ」

16. 「保存データ」

17. 「保存データ」

18. 「保存データ」

19. 「保存データ」

20. 「保存データ」

21. 「保存データ」

22. 「保存データ」

23. 「保存データ」

24. 「保存データ」

25. 「保存データ」

26. 「保存データ」

27. 「保存データ」

28. 「保存データ」

29. 「保存データ」

30. 「保存データ」

31. 「保存データ」

32. 「保存データ」

33. 「保存データ」

34. 「保存データ」

35. 「保存データ」

36. 「保存データ」

37. 「保存データ」

38. 「保存データ」

39. 「保存データ」

40. 「保存データ」

41. 「保存データ」

42. 「保存データ」

43. 「保存データ」

44. 「保存データ」

45. 「保存データ」

46. 「保存データ」

47. 「保存データ」

48. 「保存データ」

49. 「保存データ」

50. 「保存データ」

51. 「保存データ」

52. 「保存データ」

53. 「保存データ」

54. 「保存データ」

55. 「保存データ」

56. 「保存データ」

57. 「保存データ」

58. 「保存データ」

59. 「保存データ」

60. 「保存データ」

61. 「保存データ」

62. 「保存データ」

63. 「保存データ」

64. 「保存データ」

65. 「保存データ」

66. 「保存データ」

67. 「保存データ」

68. 「保存データ」

69. 「保存データ」

70. 「保存データ」

71. 「保存データ」

72. 「保存データ」

73. 「保存データ」

74. 「保存データ」

75. 「保存データ」

76. 「保存データ」

77. 「保存データ」

78. 「保存データ」

79. 「保存データ」

80. 「保存データ」

81. 「保存データ」

82. 「保存データ」

83. 「保存データ」

84. 「保存データ」

85. 「保存データ」

86. 「保存データ」

87. 「保存データ」

88. 「保存データ」

89. 「保存データ」

90. 「保存データ」

91. 「保存データ」

92. 「保存データ」

93. 「保存データ」

94. 「保存データ」

95. 「保存データ」

96. 「保存データ」

97. 「保存データ」

98. 「保存データ」

99. 「保存データ」

100. 「保存データ」

101. 「保存データ」

102. 「保存データ」

103. 「保存データ」

104. 「保存データ」

105. 「保存データ」

106. 「保存データ」

107. 「保存データ」

108. 「保存データ」

109. 「保存データ」

110. 「保存データ」

111. 「保存データ」

112. 「保存データ」

113. 「保存データ」

114. 「保存データ」

115. 「保存データ」

116. 「保存データ」

117. 「保存データ」

118. 「保存データ」

119. 「保存データ」

120. 「保存データ」

121. 「保存データ」

122. 「保存データ」

123. 「保存データ」

124. 「保存データ」

125. 「保存データ」

126. 「保存データ」

127. 「保存データ」

128. 「保存データ」

129. 「保存データ」

130. 「保存データ」

131. 「保存データ」

132. 「保存データ」

133. 「保存データ」

134. 「保存データ」

135. 「保存データ」

136. 「保存データ」

137. 「保存データ」

138. 「保存データ」

139. 「保存データ」

140. 「保存データ」

141. 「保存データ」

142. 「保存データ」

143. 「保存データ」

144. 「保存データ」

145. 「保存データ」

146. 「保存データ」

147. 「保存データ」

148. 「保存データ」

149. 「保存データ」

150. 「保存データ」

151. 「保存データ」

152. 「保存データ」

153. 「保存データ」

154. 「保存データ」

155. 「保存データ」

156. 「保存データ」

157. 「保存データ」

158. 「保存データ」

159. 「保存データ」

160. 「保存データ」

161. 「保存データ」

162. 「保存データ」

163. 「保存データ」

164. 「保存データ」

165. 「保存データ」

166. 「保存データ」

167. 「保存データ」

168. 「保存データ」

169. 「保存データ」

170. 「保存データ」

171. 「保存データ」

172. 「保存データ」

173. 「保存データ」

174. 「保存データ」

175. 「保存データ」

176. 「保存データ」

177. 「保存データ」

178. 「保存データ」

179. 「保存データ」

180. 「保存データ」

181. 「保存データ」

182. 「保存データ」

183. 「保存データ」

184. 「保存データ」

185. 「保存データ」

186. 「保存データ」

187. 「保存データ」

188. 「保存データ」

189. 「保存データ」

190. 「保存データ」

191. 「保存データ」

192. 「保存データ」

193. 「保存データ」

194. 「保存データ」

195. 「保存データ」

196. 「保存データ」

197. 「保存データ」

198. 「保存データ」

199. 「保存データ」

200. 「保存データ」

201. 「保存データ」

202. 「保存データ」

203. 「保存データ」

204. 「保存データ」

205. 「保存データ」

206. 「保存データ」

207. 「保存データ」

208. 「保存データ」

209. 「保存データ」

210. 「保存データ」

211. 「保存データ」

212. 「保存データ」

213. 「保存データ」

214. 「保存データ」

215. 「保存データ」

216. 「保存データ」

217. 「保存データ」

218. 「保存データ」

219. 「保存データ」

220. 「保存データ」

221. 「保存データ」

222. 「保存データ」

223. 「保存データ」

224. 「保存データ」

225. 「保存データ」

226. 「保存データ」

227. 「保存データ」

228. 「保存データ」

229. 「保存データ」

230. 「保存データ」

231. 「保存データ」

232. 「保存データ」

233. 「保存データ」

234. 「保存データ」

235. 「保存データ」

236. 「保存データ」

237. 「保存データ」

238. 「保存データ」

239. 「保存データ」

240. 「保存データ」

241. 「保存データ」

242. 「保存データ」

243. 「保存データ」

244. 「保存データ」

245. 「保存データ」

246. 「保存データ」

247. 「保存データ」

248. 「保存データ」

249. 「保存データ」

250. 「保存データ」

251. 「保存データ」

252. 「保存データ」

253. 「保存データ」

254. 「保存データ」

255. 「保存データ」

256. 「保存データ」

257. 「保存データ」

258. 「保存データ」

259. 「保存データ」

260. 「保存データ」

261. 「保存データ」

262. 「保存データ」

263. 「保存データ」

264. 「保存データ」

265. 「保存データ」

266. 「保存データ」

267. 「保存データ

「過去の年分のデータの読込」画面が表示されましたら、『ファイルの選択』を押します。

データを選択する画面が表示されますので、読み込みたい過去の年分のデータ(.data)を選択し、『保存データ読込』を押します。

※ 参考

国税庁 確定申告
令和 6 年分

1 トップ画面 → 2 過去の年分のデータ

所得税の過去

読み込み可能なデータ

※ 令和 6 年分のデータは、トップ画面の「保存」ボタンで保存してください。

保存ファイル名

ファイルを選択

ファイルが選択されていません

13.248.172.169 の内容

CC-E90024

読み込んだデータは、令和 5 年分から令和 2 年分の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書作成コーナーで作成・保存されたデータではありません。

ファイル名を確認し、令和 5 年分から令和 2 年分の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書作成コーナーで保存したデータ（拡張子が「.data」）を選択の上、再度読み込み処理を行ってください。

OK

作成する申告書等と異なる税目のデータや作成する申告書等の年分の前年 4 年分以外のデータを読み込むとエラーが表示されます。

エラーが表示される例は以下のとおりです。

・「作成する申告書等の選択」画面で選択した税目と異なるデータを選択した場合
「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択し、「r5syotoku.data」を読み込んだ場合
・令和 6 年分の申告書等の作成をしたい場合に、前年 4 年分の.data ではない、「r1〇〇.data」や「r6〇〇.data」を読み込んだ場合など

5 読み込み内容の確認（読み込み内容の確認 CC-AE-400）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 6 年分

よくある疑問 お問い合わせ 作成の流れ

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

読み込み内容の確認

読み込んだデータは、以下の内容で作成されたデータです。

- 令和 5 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

本年に入力された本人情報と読み込んだデータの本人情報を表示しています。
表示されている内容に違いがある部分については、本年に入力された本人情報が反映されます。
誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。

項目	本年に入力された本人情報	読み込んだデータの本人情報
年分	令和 6 年	令和 5 年
氏名（フリガナ）	コクセイ タロウ	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎	国税 太郎
生年月日	昭和52年07月12日	昭和32年3月2日
郵便番号	100 - 0013	516 - 0023
住所	東京都千代田区森が3 - 1 - 1	三重県伊勢市宇治郷町1
提出方法	マイナンバーカード方式	書面
利用税識別番号	0000 - 0000 - 0000 - 0000	0000 - 0000 - 0000 - 0000

戻る 次へ

画面番号：CC-AE-400

よくある疑問 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「読み込み内容の確認」画面に読み込んだデータの本人情報が表示されますので、確認の上、『次へ』を押します。

6 xml データの読み込み（xml データの読み込み CC-AE-450）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 6 年分

よくある疑問 お問い合わせ 作成の流れ

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

xmlデータの読み込み

xmlデータの読み込み

医療費通知や寄附金控除など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。
ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ この後の画面では読み込むことはできません。
※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようご注意ください。

対象のxmlデータはこちら

ファイルを選択

戻る 次へ

画面番号：CC-AA-450

よくある疑問 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「xml データの読み込み」画面が表示されるため、医療費通知や寄附金控除など申告に関する「xml 形式」のデータをお持ちの場合は『ファイル選択』を押し、xml データを選択の上、『次へ』を押します。

「xml 形式」のデータをお持ちでない場合は、この画面では何もせずに『次へ』を押します。

7 所得の選択（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 6 年分 所得税 マイナンバーカード
よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

申告する所得の選択等

1 読み込んだ過去年分の保存データから情報が引き継がれています。
なお、保存データからの引継情報があるものについては、あらかじめ項目が選択されています。

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 **必須**
昭和52(1977) 7 12

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。
> 申告する所得とは ☐
> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 ☐

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☒ 給与
※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

☒ 公的年金、企業年金など ☐
※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（雑所得・その他）」を選択してください。

☐ 退職金
※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。
> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合 ☐

個人事業の収入がある方、不動産等貸付けの収入がある方

☒ 事業（営業等） ☐
☒ 事業（農業） ☐

読み込んだデータの内容をもとに選択されている項目については、この画面で選択を解除できません。
「次へ」を押して次の画面に進み、不要な所得・控除の削除を行ってください。

申告する所得に関する質問

給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？
☐ 1枚のみ
☒ 2枚以上ある

事業所得、不動産所得に関する質問

Q 税務署から青色申告の承認（みなし承認を含む。）を受けていますか？
> 青色申告とは ☐
☒ 承認を受けている
☐ 承認を受けていない（いわゆる白色申告）

Q 事業所得に係る収入のうち、源泉徴収された収入はありますか？
> 源泉徴収された収入とは ☐
☒ 源泉徴収された収入がある
☐ 源泉徴収された収入はない

戻る **次へ**

画面番号：SS-AA-010a 戻る 印刷 印刷

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「申告する所得の選択等」画面が表示されますので、「本人情報の確認」、「申告する所得の選択」及び「申告する所得に関する質問」に回答して『次へ』を押します。

また、保存データからの引継情報があるものについては、あらかじめ選択されています。選択されている項目のうち不要な項目がある場合は、次以降の画面に進み、削除してください。

8 所得の補正および削除

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 6 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

収入・所得の入力

⚠ 「確認してください」と表示されている項目を選択し、画面案内に沿って確認をしてください。

選択された所得の入力

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与収入がある方、「給与所得の源泉徴収票」等をお持ちの方

給与所得

⚠ 確認してください

国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」等をお持ちの方

公的年金等

⚠ 確認してください

補正や削除が行われていない場合、「確認してください」という文字が消えず、金額も反映されないため、次の画面に進むことはできません。

上場株式等に係る配当所得等

⚠ 確認してください

配当所得

⚠ 確認してください

利子所得

—

その他の収入がある方

外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得（損失）がある方、前年分の申告において先物取引に係る損失を繰り越した方

先物取引に係る雑所得等

⚠ 確認してください

⚠ 「確認してください」と表示されている項目を選択し、画面案内に沿って確認をしてください。

選択された所得の入力

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与収入がある方、「給与所得の源泉徴収票」等をお持ちの方

給与所得

✓ 入力あり

過去のデータから引き継いだ情報を補正すると、「入力あり」が表示が変わり、次の画面に進むことができます。

源泉徴収票」等をお持ちの方

⚠ 確認してください

「選択された所得の入力」画面の中の「確認してください」と表示されている項目について、過去のデータから情報を反映しています。

「確認してください」と表示された項目を押し、必要に応じて「補正」および「削除」を行ってください。

※ 給与所得を読み込んだ場合の例

国税庁 確定申告書作成コーナー

給与所得の源泉徴収票の一覧

※ 読み込んだ過去年度の保存データから情報を引き継がれています。
「修正」が表示されている項目について、「修正」ボタンを押し、本年分の内容に修正してください。
データを利用しない場合は、「削除」ボタンを押して削除してください。

> 合計所得金額が一定金額以上であることにより控除適用金額控除額を適用できなかった場合の入力

年末調整済みと年末調整未済の区分が読み込んだ過去年度の保存データと異なる場合

源泉徴収票の入力

年末調整済みの源泉徴収票と年末調整未済の源泉徴収票を分けて入力してください。
> 源泉徴収票 (年末調整済み / 年末調整未済) の見分け

源泉徴収票 (年末調整済み)

入力件数: 1件 / 1件

支払者の氏名又は名称	支払金額	源泉徴収額	操作
給与支払者の名称	-	-	修正 削除

+ 入力する (年末調整済み)

源泉徴収票 (年末調整未済)

入力件数: 1件 / 300件

支払者の氏名又は名称	支払金額	源泉徴収額	操作
給与支払者の名称	-	-	修正 削除

+ 入力する (年末調整未済)

> 外資建物のストックオプションなどの収入の入力

支払金額の合計

源泉徴収額の合計

「選択された所得の入力」の画面で『給与所得』を押すと、「給与所得の源泉徴収票の一覧」画面に遷移します。

源泉徴収票の内容の入力にあたっては『補正』を押し、本年の金額を入力します。

別の源泉徴収票の追加入力が必要な場合は、『+入力する』を押して追加入力します。

不要な項目であれば『削除』を押して削除します。

なお、年末調整済みの欄においては、一件の源泉徴収票のみ入力できます。

※ 公的年金等を読み込んだ場合の例

国税庁 確定申告書作成コーナー

公的年金等の入力

公的年金等の一覧

公的年金等の入力

※ 読み込んだ過去年度の保存データから情報を引き継がれています。
「修正」が表示されている項目について、「修正」ボタンを押し、本年分の内容に修正してください。
データを利用しない場合は、「削除」ボタンを押して削除してください。

入力件数: 1件 / 10件

支払者の氏名	支払金額	源泉徴収額	社会保険料の額	操作
厚生年金	-	-	-	修正 削除

+ 公的年金等を入力する

> 専任からの専任収入の入力

支払金額の合計

源泉徴収額の合計

社会保険料の額の合計

戻る 入力終了

入力でお困りの方

公的年金等の入力に関して、多く寄せられている疑問を掲載しています。

よくある質問はこちら

> データセットに接続する

国税庁 確定申告書作成コーナー

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

「選択された所得の入力」の画面で『公的年金等』を押すと、「公的年金等の一覧」画面に遷移します。

公的年金等の内容の入力にあたっては『補正』を押し、本年の金額を入力します。

別の公的年金等の追加入力が必要な場合は、『+入力する』を押して追加入力します。

不要な項目であれば『削除』を押して削除します。

※ 配当所得を読み込んだ場合の例

国税庁 確定申告書作成コーナー

金融・証券税制

株式の売却・配当・利子等の入力方法選択

「次へ」ボタンを押して、株式等の売却等や支払いを受けた配当、利子等に係る内容を入力します。

特定権利行使株式（いわゆるストックオプション税制の運用を受けて取得した株式）を譲渡した方などに該当する場合

戻る 次へ

入力でお困りの方

金融・証券税制の入力に関して、多く寄せられている質問を掲載しています。

よくある質問はこちら

チャットボットに質問する

画面番号：SS-EA-010

お問い合せ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

国税庁 確定申告書作成コーナー

金融・証券税制

入力項目の選択

購入の方が上場株式等を譲渡・譲渡した場合は、金融・証券税制の内容を入力する。

入力項目

特定口座での取引

Q 申告する特定口座での取引はありますか？

はい いいえ

特定口座以外での取引

読み込んだ過去年度の保存データから情報が引き継がれており、表示されています。

読み込んだ過去年度の保存データから情報が引き継がれており、その情報に応じて質問に対する回答が選択されています。

株式等の売却に関する事項

Q 株式等の売却がありましたか？

はい いいえ

配当等に関する事項

読み込んだ過去年度の保存データから情報が引き継がれており、表示されています。

質問と回答内容を確認し、本年分の申告内容に応じて訂正の上、「補正する・追加入力する」ボタンを押して内容をご確認ください。

また、引き継がれた情報以外の配当等について追加で入力する場合も、「補正する・追加入力する」ボタンを押してください。

Q 上場株式等の配当等（申告するもの）や非上場株式等の配当等がありましたか？

はい いいえ

補正する・追加入力する

表示された「補正する・追加入力する」ボタンを押し、内容をご確認ください。

また、引き継がれた情報以外の配当等について追加で入力する場合も、「補正する・追加入力する」ボタンを押してください。

利子等に関する事項

Q 申告する利子等の収入（申告するもの）や、国内で

はい いいえ

上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した

Q 令和5年度の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した

はい いいえ

戻る 入力終了

ここまでの入力内容を保存

「選択された所得の入力」の画面で『金融証券税制』を押すと、「株式の売却・配当・利子等の入力方法選択」画面に遷移します。

過去年分の保存データから情報が引き継がれており、その情報に応じて左図のような質問に対する回答が選択されています。

※ 引き継いだ情報が「特定口座以外の配当等」の場合

国税庁 確定申告書作成コーナー

金融・証券税制

特定口座以外の配当等の入力

1. 大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式総数の3%以上である株主等）が支払うを受ける配当等については、「非上場株式等の配当等の入力」から入力してください。

2. 配当集計フォームは、受け取った配当等を表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマットです。複数の配当等を受け取られている方は、配当集計フォームを利用した入力の方が便利です。

入力例 0

配当集計フォームの読込

受け取った配当等を表計算ソフトで入力・集計した配当集計フォームを読み込む方

> 利用に当たっての留意事項を確認する

集計フォーム読込画面へ >

上場株式等の配当等の入力

読み込んだ過去年分の保存データから情報が引き継がれています。
「補正する・追加入力する」ボタンを押して内容をご確認ください。
また、引き継がれた情報以外の上場株式等の配当等について追加で入力する場合も、「補正する・追加入力する」ボタンを押してください。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等 0

※：申告書を作成する上、関係株式の配当等については、入力が必要ありません。

入力あり

補正する・追加入力する >

非上場株式等の配当等の入力

読み込んだ過去年分の保存データから情報が引き継がれています。
「補正する・追加入力する」ボタンを押して内容をご確認ください。
また、引き継がれた情報以外の非上場株式等の配当等について追加で入力する場合も、「補正する・追加入力する」ボタンを押してください。

非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等

※：非上場株式等の配当等は、源泉徴収のみです。

入力あり

補正する・追加入力する >

戻る 次へ

入力でお困りの方

金融・証券税制の入力に関して、多く寄せられている質問を掲載しています。

よくある質問はこちら >

> テキストボックスに質問する

画面番号：55-EA-200

ページTOPへ

印刷・送信 個人所得税入力 提出前

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「上場株式等の配当等」および「非上場株式等の配当等」がそれぞれ「入力あり」となっている場合は、それぞれ表示されている『補正する・追加入力する』を押し、引き継いだ情報の補正や削除を行います。

また、複数件の配当所得の入力がある場合は、すべて『補正』を押し、金額等の入力が必要となります。

不要になった内容については『削除』を押します。

国税庁 確定申告書作成コーナー

金融・証券税制

上場株式等の配当等の一覧

読み込んだ過去年分の保存データから情報が引き継がれています。
「補正する・追加入力する」ボタンを押して内容をご確認ください。
データを利用しない場合は、「削除」ボタンを押して削除してください。

現在選択されている課税方法は 総合課税 です。

> 総合課税と申告分離課税の選択

1. 総合課税を選択した配当等については、配当控除を適用することができますが、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失の繰越控除を適用することはできません。

「内容を入力する」ボタンを押して、「支払通知書」等の内容を入力してください。

上場株式等の配当等の入力内容を表示する

配当等 受取の取組の名称等	収入金額	源泉徴収税額	配当控除税額	操作
1 株式会社（株） 「東京証券取引所」上場株式 の配当	100	10	10	補正 削除
2 American Airlines Group Inc. の配当	100	10	10	補正 削除
3 株式会社（株） 「東京証券取引所」上場株式 の配当	100	10	10	補正 削除

※：内容を入力する

収入金額の合計
0円

戻る 次へ